

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
たるときは、
その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 青少年に有害な図書類の指定（女性青少年課）
土地改良事業の認可申請の適否の決定（農村整備課）
土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（ 〃 ）
- ◇ 公 告 平成九年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度）の実施（人事委員会
総務課）
平成九年度鳥取県警察官採用試験（高校卒業程度）の実施（ 〃 ）
- ◇ 調達公告 公募型指名競争入札の実施（三件）（管理課）
- ◇ 正 誤 平成九年七月十五日付鳥取県告示第四百九十五号中訂正

告 示

鳥取県告示第五百二十号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成九年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	種 別	図 書 類			表示された 発行所名
		題 名 及 び 号 数	発行記号等	英 知 出 版	
5779	雑誌 その他 の刊行物	SUPER Pina 1997 プラベッキン3月号増刊	雑誌 16488-3	英 知 出 版	
5780	〃	お隣の姉さん 1997 5月号	雑誌 02291-05	株式出版	
5781	〃	写真ボーイ 平成9年5月号	雑誌 04445-05	株式出版	
5782	〃	投稿ニャンニャン写真 1997 5月号	雑誌 16747-05	株式出版	
5783	〃	アップル写真館 1997 3月号 VOL.89	雑誌 01447-3	和式出版	
5784	〃	とびつきりNIGHT 裏木タ特選街3月増刊・1997	雑誌 01860-3	三和出版	
5785	〃	さくらんぼ通信 1997 3月号	雑誌 14013-3	株式出版	
5786	〃	ミルキー通信 1997-3	雑誌 08407-3	株式出版	
5787	〃	U.S.A. ホルノカタログ 1997 DI CK 3月増刊号	雑誌 16516-3	株式出版	
5788	〃	DAITANI! VOL. 5告白実話3月号増刊	雑誌 03832-3	株式出版	
5789	〃	CHO〜イケてる!! VOLUME:4肉筆マガジン4月号増刊	雑誌 07030-4	雄出出版	
5790	〃	T O K Y O ナンパ倶楽部 1997 4月号	雑誌 16673-4	株式出版	
5791	〃	バナナ通信 1997 5月号	雑誌 17591-5	株式出版	
5792	〃	漫画ストロング 7月号	雑誌 03693-7	株式出版	
5793	〃	感熱ナーズ夫人 漫画チェスト7月増刊号	雑誌 08330-7/20	株式出版	

5794	〃	漫画マガザ 7月号	雑誌コード 07813-7	株式会社 蒼 電 社
5795	〃	漫画ダイナマイト 1997 8月号	雑誌コード 05979-8	辰巴出 株式会社
5796	〃	若葉愛のしずく 漫画オリーブ7月増刊号	雑誌コード 07588-7/20	辰巴出 株式会社
5797	録画テープ	快楽警報	FN-03	フエニーン
5798	〃	奴隷女教師 性獣の餌食	FN-08	フエニーン
5799	〃	ぬきぬきレースクイーン1	RQ-01	U & K

鳥取県告示第五百二十一号

米子市四ヶ村堰土地改良区が行う土地改良事業（かんがい排水事業四ヶ村堰地区農業
用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭
和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の
規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成九年七月二十八日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所
米子市役所
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百二十二号

河原町が行う土地改良事業に係る下佐貫地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
 - 二 縦覧に供する期間
平成九年七月二十八日から二十一日間
 - 三 縦覧に供する場所
河原町役場
 - 四 異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成9年7月25日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

1 試験の名称

平成9年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度）

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
一般事務	3名
学校事務	6名
警察事務	4名

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更になる場合がある。

3 対象となる職

一般事務にあつては知事の事務部局等に、学校事務にあつては市町村立小・中学校又は県立学校に、警察事務にあつては警察署等に勤務する行政職給料表1級の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額139,300円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

試験の区分	受 験 資 格
一般事務	昭和51年4月2日から昭和55年4月1日までに生まれた者
学校事務	昭和49年4月2日から昭和55年4月1日までに生まれた者
警察事務	

6 第一次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）及び適性試験

(2) 試験の期日

平成9年9月28日（日）

(3) 試験の場所

鳥取県立鳥取西高等学校 鳥取市東町二丁目112

鳥取県立米子東高等学校 米子市勝田町1

7 第二次試験

(1) 試験種目

作文試験、面接試験（個別面接）、適性検査及び身体検査

(2) 試験の期日

平成9年11月上旬

(3) 試験の場所

鳥取県庁第二庁舎 鳥取市東町一丁目271

8 合格者の発表

(1) 第一次試験合格者

<p>平成9年10月9日(木)(予定)に鳥取県庁本庁舎(鳥取市東町一丁目220)及び第二庁舎の1階掲示板にその受験番号を掲示して発表する。</p> <p>なお、合格者には、書面で通知することとし、その際第二次試験の期日についても併せて通知する。</p> <p>(2) 最終合格者 平成9年11月21日(金)(予定)に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその受験番号を掲示して発表する。</p> <p>なお、第二次試験受験者全員に、結果を書面で通知する。</p> <p>9 採用の方法 最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載された後、任命権者からの提示請求に応じて成績順に提示され、その中から採用が決定される。なお、採用は、平成10年4月1日の予定である。</p> <p>10 受験手続 (1) 受験申込書の交付 受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、八頭及び日野地方農林振興局、東京及び大阪事務所等において交付する。</p> <p>(2) 受験の申込み 受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出又は郵送すること。</p> <p>なお、申込みができる「試験の区分」は、一つに限る。</p> <p>(3) 受験期間及び受付時間 ア 受付期間 平成9年8月18日(月)から同年9月2日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)なお、郵送による申込みは、平成9年9月2日(火)までの消印のあるものに限りに受け付けれる。</p> <p>イ 受付時間 8時30分から17時まで</p>	<p>11 その他 (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局(鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553)に行うこと。 (2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、80円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。 (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照のこと。</p>
	<p>職員の任用に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。</p> <p>平成9年7月25日 鳥取県人事委員長 坂 田 賢 一 郎</p> <p>1 試験の名称 平成9年度鳥取県警察官採用試験(高校卒業程度)</p> <p>2 採用予定者数 6名</p> <p>(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更になる場合がある。</p> <p>3 対象となる職 警察署等に勤務する公安職給料表1級の係員(巡査)の職</p> <p>4 給与 この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額157,300円のほか手当が支給される。</p> <p>5 受験資格 昭和45年4月2日から昭和55年4月1日までに生まれた男子。ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることのできない者は、受験することができない。</p>

6 第一次試験

(1) 試験種目
教養試験 (多肢選択式)

(2) 試験の期日

平成9年9月21日 (日)

(3) 試験の場所

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

米子市文化ホール

米子市末広町58-6

7 第二次試験

(1) 試験種目

作文試験、面接試験 (個別面接)、適正検査、身体検査及び体力検査

なお、身体検査の項目及び基準は、別表のとおりとする。

(2) 試験の期日

平成9年10月下旬

(3) 試験の場所

鳥取県立東部健康増進センター 鳥取市松原343

鳥取県庁第二庁舎 鳥取市東町一丁目271

8 合格者の発表

(1) 第一次試験合格者

平成9年10月9日 (木) (予定) に鳥取県庁本庁舎 (鳥取市東町一丁目220) 及び第二庁舎の1階掲示板にその受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知することとし、その際第二次試験の期日についても併せて通知する。

(2) 最終合格者

平成9年11月21日 (金) (予定) に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその受験番号を掲示して発表する。

なお、第二次試験受験者全員に、結果を書面で通知する。

9 採用の方法

最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載された後、鳥取県警察本部長からの提示請求に応じて成績順に提示され、その中から採用が決定される。

なお、採用は、平成10年4月1日の予定である。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、八頭及び日野地方農林振興局、東京及び大阪事務所、鳥取県警察本部警務部警務課並びに県内の各警察署、交番及び警察官駐在所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出又は郵送すること。

(3) 受験期間及び受付時間

ア 受付期間

平成9年8月18日(月)から同年9月2日(火)まで (日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、平成9年9月2日(火)までの消印のあるものに限って受け付ける。

イ 受付時間

8時30分から17時まで

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局 (鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553) に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、80円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照のこと。

別表

身体検査の項目及び基準一覧表

検査項目	基準
身長	160センチメートル以上あること。
体重	47キログラム以上であること。
胸囲	78センチメートル以上であること。
視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上であること、又は矯正視力が1.0以上であること。
弁色力	正常であること。
聴力	正常であること。
一般内科系検査	正常であること。
四肢の運動機能	職務遂行に、支障のないこと。

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成9年7月25日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1. 工事の概要

- (1) 工事名 一般県道矢口鹿野線緊急地方道路整備工事 (出合橋上部工)
- (2) 工事場所 気高部気高町大字宿地内から鹿野町大字鹿野地内まで
- (3) 工事内容

ア 本件工事は、二級河川河内川に架かる橋りょう上部工(L=72.0m, W=14.5m)を製作し、及び架設する工事である。

イ 橋りょう架設に当たり、河川内に仮設道路を設け橋りょう下から架設する計画としており、出水期には仮設道路を撤去するよう努めるとともに、施工期間中河川が汚濁しないよう注意して施工する必要がある。

(4) 工事の詳細

橋りょう上部工製作及び架設

設計荷重：B活荷重

上部工型式：2径間連続非合成鋼鉄桁橋 (耐候性鋼材)

橋 長：L=72.0m

支 間 長：35.5m+35.5m

幅 員：全体 W=14.5m

(内訳 車道=3.00m×2, 歩道=3.30m×2)

平面線形：曲線 (R=100m) から直線

架設工法：トラスクレーン工法 (ベント工法)

橋 面 工：鉄筋コンクリート床版 一式

舗装工 一式

高欄工 一式

- (5) 工期 平成9年9月から平成10年10月31日まで

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

<p>(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（鋼構造物工事業）の許可を受けていること。</p> <p>(3) 平成9年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、鋼橋工事に係るものを有すること。</p> <p>(4) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成7年10月1日から平成8年9月30日までの間にある者に限る。）の結果における鋼構造物工事の総合評点が1,300点以上であること。</p> <p>(5) 平成9年7月25日（金）から同年9月9日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(6) 昭和62年度以降に、道路橋における連続鋼鉄桁橋上部工の製作から架設工事までの一連の工事を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。</p> <p>(7) 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。</p> <p>ア 昭和62年度以降において、連続鋼鉄桁橋上部工の架設工事の現場経験を有する者であること。</p> <p>イ 主任技術者にあつては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3の規定による一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する者であること。</p> <p>ウ 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証を有する者であること。</p> <p>3 技術資料の作成及び提出</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。</p> <p>ア 交付期間及び時間</p> <p>平成9年7月25日（金）から同年8月8日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p>	<p>イ 交付場所</p> <p>鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木管理課建設係（県庁本庁舎5階）</p> <p>(2) 技術資料の提出</p> <p>本件入札に参加を希望する者は、次により技術資料作成要領に基づき作成された技術資料を提出するものとする。</p> <p>ア 提出期間及び時間並びに提出場所</p> <p>(1)に同じ</p> <p>イ 提出方法</p> <p>持参すること</p> <p>(3) 技術資料の審査</p> <p>提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報を入力するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設係（電話番号0857-26-7347）とする。</p> <p>(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があつても指名されるとは限らない。</p> <p>(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。</p> <p>(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。</p> <p>公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。</p> <p>平成9年7月25日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p> <p>1 工事の概要</p> <p>(1) 工事名 一般国道180号特殊改良一種工事（日南湖橋上部工）</p>
---	---

<p>(2) 工事場所 日野郡日南町菅沢</p> <p>(3) 工事内容 本件工事は、一般国道180号の特殊改良一種工事 (L=430.0m) のうち、日南湖に架かる橋りょう上部工 (L=84.0m, W=11.25m) を製作し、及び架設する工事である。</p> <p>(4) 工事の詳細 橋りょう上部工製作及び架設 設計荷重：B活荷重 上部工型式：1径間鋼トラストランガ－橋 橋 長：L=84.0m 支 間 長：82.75m 幅 員：全体 W=11.25m (内訳 車道=3.25m×2, 歩道=3.50m) 平面線形：一部クロソイド曲線から直線 架設工法：ケ－ブルエレクション工法 橋 面 工：鉄筋コンクリート床版 一式 舗装工 一式 塗装工 一式 高欄工 一式</p> <p>(5) 工期 平成9年10月から平成11年3月20日まで</p> <p>2 技術資料及び入札参加資格確認書類の提出ができる者 技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。) の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 共同企業体に関する条件 ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体 (以下「共同企業体」という。) による共同施工とする。 イ 共同企業体は、(2)の資格を満たす者2名による自主結成によるものとする。</p>	<p>ウ 各構成員の出資比率は、30%以上とする。</p> <p>エ 代表者は、出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。</p> <p>(2) 共同企業体の構成員の資格</p> <p>ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>イ 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業 (鋼構造物工事業) の許可を受けていること。</p> <p>ウ 平成9年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、鋼橋工事に係るものを有すること。</p> <p>エ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成7年10月1日から平成8年9月30日までの間にある者に限る。) の結果における鋼構造物工事業の総合評点が1,300点 (共同企業体の代表者については、1,500点) 以上であること。</p> <p>オ 平成9年7月25日 (金) から同年9月9日 (火) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>カ 昭和62年度以降に、道路橋におけるアーチ系橋りょう上部工事業の桁製作から架設工事までの一連の工事を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。</p> <p>キ 本件工事業の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。</p> <p>(ア) 昭和62年度以降において、アーチ系橋りょう上部工事業の架設工事の現場経験を有する者であること。</p> <p>(イ) 主任技術者にあつては、建設業法施行令 (昭和31年政令第273号) 第27条の3の規定による一級土木施工管理技士の資格を有する者であること。</p>
---	--

(ウ) 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成9年7月25日(金)から同年8月8日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木管理課建設係(県庁本庁舎5階)

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する共同企業体は、次により技術資料作成要領に基づき作成された技術資料等を提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ

イ 提出方法

持参すること

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設係(電話番号0857-26-7347)とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであつて、技術資料等の提出があつても指名されとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成9年7月25日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 工事の概要

(1) 工事名 主要地方道岸本江府線山村ふれあい体験ネットワーク形成事業(袋原2号橋上部工)

(2) 工事場所 日野郡江府町大字袋原

(3) 工事内容

ア 本件工事は、一級河川日野川水系小江尾川に架かる橋りよう上部工(L=146.0m, W=11.75m)を製作し、及び架設する工事である。なお、橋脚の地上部の高さは16.0mから18.0mまでである。

イ 橋りよう架設に当たり、河川上に仮橋を設置し橋りよう下から架設する計画としており、仮橋の設置及び撤去時に河川が汚濁しないよう注意して施工する必要がある。

(4) 工事の詳細

橋りよう上部工製作及び架設

設計荷重：B活荷重

上部工型式：3径間連続非合成鋼桁橋(耐候性鋼材)

橋 長：L=146.0m

支 間 長：39.62m+50.00m+59.45m

幅 員：全体 W=11.75m

(内訳 車道=3.00m×2, 歩道=2.50m)

<p>平面線形：曲線 (R=95m) 架設工法：クローラクレーン工法 (ベント工法) 橋 面 工：鉄筋コンクリート床版 一式 舗装工 一式 高欄工 一式</p> <p>(5) 工期 平成9年10月から平成11年2月28日まで</p> <p>2 技術資料及び入札参加資格確認書類の提出ができる者 技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。) の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 共同企業体に関する条件</p> <p>ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体 (以下「共同企業体」という。) による共同施工とする。</p> <p>イ 共同企業体は、(2)の資格を満たす者2名による自主結成によるものとする。</p> <p>ウ 各構成員の出資比率は、30%以上とする。</p> <p>エ 代表者は、出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。</p> <p>(2) 共同企業体の構成員の資格</p> <p>ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>イ 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業 (鋼構造物工事業) の許可を受けていること。</p> <p>ウ 平成9年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、鋼橋工事に係るものを有すること。</p> <p>エ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成7年10月1日から平成8年9月30日までの間にある者に限る。) の結果における鋼構造物工事の総合評点が1,300点 (共同企業体の代表者については、1,500点) 以上であること。</p>	<p>オ 平成9年7月25日 (金) から同年9月9日 (火) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>カ 昭和62年度以降に、道路橋における連続鋼箱桁橋上部工の桁製作から架設工事までの一連の工事を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。</p> <p>キ 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。</p> <p>(イ) 昭和62年度以降において、連続鋼箱桁橋上部工の架設工事の現場経験を有する者であること。</p> <p>(ロ) 主任技術者にあつては、建設業法施行令 (昭和31年政令第273号) 第27条の3の規定による一級土木施工管理技士の資格を有する者であること。</p> <p>(ウ) 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。</p> <p>3 技術資料等の作成及び提出</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>ア 交付期間及び時間 平成9年7月25日 (金) から同年8月8日 (金) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木管理課建設係 (県庁本庁舎5階)</p> <p>(2) 技術資料等の提出 本件入札に参加を希望する共同企業体は、次により技術資料作成要領に基づき作成された技術資料等を提出するものとする。</p> <p>ア 提出期間及び時間並びに提出場所 (1)に同じ</p>
---	--

<p>イ 提出方法</p> <p>持参すること</p> <p>(3) 技術資料等の審査 提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報を入力するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。</p> <p>(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。</p> <p>(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。</p> <p>(4) 内容に関する説明会は、行わない。</p> <p>(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。</p>	<p>正 区域で、第一号図から第三号図までの赤色で着色した区域</p> <p>頁 三</p> <p>段 下</p> <p>行 後ろから二</p> <p>誤 五 第五号図の赤色で着色した区域</p> <p>正 五 第五号図の赤色で着色した区域 (第一号図から第五号図までは、省略する。)</p>
<p>正 誤</p> <p>平成九年七月十五日付鳥取県告示第四百九十五号（農業振興地域の区域の変更）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。</p> <p>頁 三</p> <p>段 下</p> <p>行 後ろから八及び七</p> <p>誤 区域で、第一号図から第三号図までの赤色で着色した区域 (第一号図から第五号図までは、省略する。)</p>	